

## 家庭科男女必修にむけての高等学校の対応 とそれに伴う問題点についての考察

An Inquiry into Dealing with Coeducational  
Homemaking as a Required Subject at Senior  
High School and Its Problems

福 村 愛 美  
Manami Fukumura

### ABSTRACT

This is an investigation of coeducational homemaking as a required subject in senior high school.

The results were as follows.

1. Now there are almost enough homemaking teacher in Japan, but still now the number of the homemaking teachers can not be increased without decreasing the number of teachers.
2. The present amount of equipment in classrooms for homemaking is not enough.
3. For coeducational homemaking teachers to perform well, we need the understanding and cooperation of general teachers and their parents.

### 1. 緒 言

平成6年度から家庭科男女必履修が実施された。その背景には、対外的には女子差別撤廃条約の署名があり、国内的には男女雇用均等法の成立がある。戦前の教育制度の下では高度な学問への道は女子に閉ざされていて、裁縫と料理が女子教育の中心であり、一般教育は補足的になされていたにすぎない。戦後の新しい教育でも、裁縫と料理を合体して家庭科として、女子高校生の必須科目として現行の学習指導要領の実施期間に至るまで、問題点が表面化せずに40年余り行われてきた。大学受験をしようとする女子高校生にとって、家庭科の履修がその不要な男子に比べ、余分な負担となり不利であることは事実である。私立の進学校などでは、夏期休暇中に作品製作をさせ、その提出により単位習得を認め、事実上家庭科4単位の授業を、名目は家庭科としながら、他の大学受験科目に振り変えている学校も実際存在したりする。しかし教育現場から女子の家庭科必修を選択科目にしようとか、男子にも家庭科を必修させるべきとの主張はあまり聞かれなかった。その中で平成元年3月に家庭科男女必修が新学習指導要領により、平成6年より実施されることが告示された。この告示により教育現場はその対応を迫られることとなった。本研究の目的は、家庭科男女必修実施に向けての高等学校の対応とそれに伴う問題点を検討し考察することである。

## 2. 考 察

### (1) 告示後の高等学校の対応

愛知県の公立高等学校では、県内の公立高校家庭科高校長会家庭部会と県市教育委員会と県教育委員会の高等学校教育課とが連携して、新学習指導要領の趣旨にそって、平成6年度から家庭科男女必修4単位実施に向けての、条件整備と研究に意欲的に取り組む姿勢を、いち早く示した。愛知県内公立高校198校のうち109校が家庭部会に加入し、毎年研究と情報交換や啓発活動が行われてきた。研究に関しては毎年研究班を組織し、2つの主題について年間研究を進め、その成果を研究主査の高等学校校長から2月に開催される県公立高校長会の研究大会で発表されるほか、研究集録にも集録されている。すでに、平成4年度は「家庭に関する学科の編成について」と、「家庭科男女必須を進めるための方策を探る」についてなどの研究論文がまとめられた。

### (2) 告示当初の問題点

平成元年の告示当初、高等学校教員は戸惑いの方が大きかったため反面消極的な姿勢もあった。県内の高校のうちで家庭科を専門学科として設置している25校のうち、伝統や実績のある数校を除いて高校入試の際、定員の確保に相当な苦労をしている。それは最近の傾向として普通科を志望する生徒の増加が影響しているのではないかと考えられる。また、専門学科としての家庭科に入学した中のかなりの生徒が大学や短大への進学を潜在的に希望していて、名古屋市立高校被服科併置校では平成4年度就職希望は、定員40名中わずか4名であった。実際、普通科高校に比べ不利なものも事実である。一方短大やその中の学科についてみても、旧来の内容のままでは受験生にとって魅力を失いつつある。そのため名称や内容を変え、PRに努めるようになった。このような中で男女不平等や男女差別を除去するのがねらいなら、何もあえて男子に4単位の家庭科の履修を必修とする必要はなかったのではないかとも考えられる。女子も男子も共に選択科目として履修できるようにすればよいのではないかという疑問が残る。そこで男女必修とした理由として、核家族化に伴い家庭内の子供の数が極端に減少したことにより、家族の絆が希薄となった現実に目を向け、家族のあり方と家族関係を見直させようという期待がある。次に生活様式の変化と高齢化社会への急速な到来に備え、家族の役割に関心を持たせ、家庭の教育力の回復をはかるなどをねらったものと考えることができる。その場合女子だけの家庭科では問題解決とならず、男子にも家庭科を学習させる方向で、制度の改革が進められたと思われる。学校週五日制の場合、労働条件の問題が教育制度や教育内容の問題にすり変わったように、この場合も外圧によるものと考えられる。また、始めに危惧したことは、普通科高校においては大学受験の指導体制の中で生徒が真剣に授業を受け、学習に取り組むだろうかということである。教師が十分勉強して授業をしなければ家庭科の時間は生徒に軽視され、授業が成立しない怖れがある。また、普通科高校では大学受験科目と関係のない科目として息抜きの科目となる可能性が高いのではないかと思われる。工業系などの男子校では家庭科の授業そのものが成り立たない心配や、教員や講師の確保すらおぼつかないのではないかと考えられる。教員配置についていえば、体育の教員の過剰の心配もある。しかし男子の授業単位数の減少分は女子の增加分で相殺され、問題解消という方法もある。しかし男女共修により確実に家庭科の授業時間数が増加し、その教員をどのように確保するかの問題を生ずる。しかも家庭科教員

の数が教員定数法の枠外でない現状から考えると、家庭科教員の増員は、他教科教員の減員を条件とし、大学進学希望者が90%を超す大都市やその他進学校では教員配置にとって大きな不安となっている。正規職員を確保できないときは非常勤講師でおぎなうことになるが指導困難校や交通の不便な所在地にある高校にとっては講師の枠があっても、現実の確保が可能か否かはさだかではない。新学習指導要領によれば、家庭一般の他に生活技術と生活一般が併置され、その中の1科目を生徒が選択することになっている。しかし、実際は学校選択とならざるを得ない。生活技術か生活一般を生徒に履修させる場合、指導する教員に情報処理についての能力、コンピュータのオペレーター、できればプログラマーとしての技術が必要となる。しかし現在の家庭科教員は大学で被服か食物を専攻しているので、大半の教員はコンピュータに関しては素人といえる。この面での研修と技能習得が課題である。家庭科を男女共修とするに必要な施設設備についても改善が必要である。現在家庭科の授業を実施していない高校（工業系高校）では全く家庭科教室がないし、普通科高校及び商業科高校においても男子用の施設設備は存在しない。よって、男女共修に向けての施設設備の整備を急がなくてはならない。

### (3) 平成6年度実施に向けての条件整備

県立高等学校長会家庭部会が全県内公立高校に向けて、平成6年度より4単位男女共修の完全実施に向けての啓発活動を行い、積極的姿勢を見せた。次に教育委員会に働きかけ文部省の示す家庭科の施設設備の基準を満たす要請をした。この点については平成6年度からの実施とはいえ、普通科高校では1、2年次に分けて2単位ずつの分割履修の高校がほとんどであり、また現在全く施設設備がなく家庭科の授業を実施していない高校（工業系職業高校）では2、3年次の分割履修を計画していて、平成6年度より一括に施設設備を完備する必要がなく、年次計画で間に合う見通しである。その上生徒数の減少期と合致し、学級減が実施され余剰教室を生ずるので、その教室を改造設備することで条件整備が可能となる。家庭科教員の確保については、愛知県では平成6年度から他教科の教員が長期研修を受け、家庭科免許を取得できるような制度を発足させ対応しようとしている。教員免許法6条（第3項別表第四）の適用により43単位を長期休業中の研修で取得させるもので、30名程度の教員が応募し3年計画で新規採用の不足分を調整しようとするものである。新規採用だけで対応すれば、教員の質的低下のおそれが生じ、かつ近い将来、学習指導要領の弾力的運用とか学校週5日制の完全実施により学習指導要領の改訂がなされ、家庭科の単位削減が可能となった際、元の教科に戻ることが可能であり、賢明な方策と評価できる。次に情報処理教育については文部省が中央研修を実施し、その受講者が指導者となって毎年県内で40才代の家庭科教員を対象に研修を行っている。ただ受講者が実際の授業で、実地検証を行ってみるための施設が各校に現在備わっていない面の弱さがある。名古屋市立高校では、生徒全員がパソコンの端末器を操作できる教室は商業高校3校全部と、工業高校がほぼ完備しているが、普通科高校では8校中1校に過ぎない現状である。これからはコンピュータ設備の整備が早急に必要であると考える。

### (4) 今後の問題点

普通科の大学進学を目指す高校にとって、新学習指導要領による新カリキュラム編成についての大きな問題点は家庭科4単位男女必修である。なぜなら新カリキュラムの実施と学校週5日制が重なり、各学年のカリキュラムの総単位数の枠が現行の34単位から単位を減少せざるを

得ない条件の中で、家庭科が男女共4単位必修として、最優先かつ不可欠の前提条件とされることは、他教科科目にとって教育課程編成上極めてきびしい制限となる。新教育課程は学校の特色を出すことを目指すものでありながら、必修科目的標準単位は社会科が地歴と公民に分割されたことに始まり、現行よりかえって増えてしまった。その上学校5日制により総単位数を減らさざるを得ない中で、家庭科が全体で増単位となったことと、他の英数国社理の教科科目との調整は極めて困難となった。名古屋市立緑高等学校の場合、コース制を採用することで学校の特色を出し、各教科の要望を最小限充足し、家庭科を1、2年2単位ずつ分割履修できる新教育課程の編成にまとめ上げることができた。その検討協議は平成4年度だけでも、30回に及んだ。2単位を3年次に移行するべきとの主張も出た。しかし職業科高校と異なり、3年次に大学入試に直結しない科目を教育課程上増すことは、生徒にとっても教員にとっても、家庭科男女共修のねらいから大きくずれることになると思う。一方、家庭科の全国大会でも普通科の全国大会でも、家庭科の男女共修について、先進的で意欲的な取り組みの成果の発表とは裏腹に、何とか他教科による代替や減单などの弾力的運用はできないかの要望や意見もかなり出了。

名古屋市立高校では現在家庭科の授業を実施している高校全日制11校（全部で13校）はいずれも家庭一般を平成6年度からの新教育課程として、実施を予定している。残る工業系高校2校と定時制高校については生活一般を予定する高校がでると思われる。また県内高校198校中家庭科一般以外を選択する学校は、教育委員会の指導により多少の変化は考えられるが、10%程度である。このような状況から考えると小中学校の家庭科の男女共修の延長としての家庭科のうち、被服分野の比重が下がり、食物調理を中心とした授業展開にならざるを得ないと考えられる。そのため事前の計画を綿密に準備した授業をしないと、生徒に軽視されたり、息抜きの時間になるおそれがないとはいえない。

施設設備についてみると現行のものは女子の実習を前提としたもので、男女の体形にはそぐわないものである。しかも実習を主体に授業を組み立てれば、現在の倍の実習室が必要となる。名古屋市教育委員会の施設課は平成6年以降の高校家庭科男女共修を可能とする施設設備の整備に意欲的に取り組む姿勢を表明している。しかし各校に新たに家庭科実習室を新設するスペースは殆どなく、余剰教室は一般教室であり、特別教室棟とは別棟であったり、壁のぶち抜きや配管排水施設などの面で多少の問題がある。授業展開の面では、現行では家庭科と体育科は裏表の形で男女別々の授業が行われている。試行期間の平成2年度以降、名古屋市立家庭科の男女共修が4単位で実施されている学校が商業高校中1校あるが、その高校の場合試行的実施というより、1学年中男子生徒が20名程度で家庭科の授業の際、別な科目を履修させることが困難なことによるものともいえる。しかし平成6年から各校共2単位ずつ家庭科が男女共実施されるので、現行のような家庭科と体育科の授業の同時展開の形はなくなり、初年度の場合は家庭科教員の配置校（現在家庭科教員のいる学校）は不足分は非常勤講師を補充することで、授業は可能となる。しかし現在でもそうであるが、講師枠を貰っても通勤に不便な学校や、生徒が勉学にあまり意欲的でない学校では講師の確保が極めて困難となることが予想される。その他家庭科の男女共修によりホームプロジェクトや学校家庭科クラブの問題についての今後の検討が課題となる。また一般教員も、制度的には理解しつつも、家庭科教員と生徒との間のみの問題ととらえ、無関心か或いは自分の担当する教科を侵害する迷惑なことと考えている場合すらあることである。このように問題点は、物理的な設備や教員確保だけにとどまらず、潜在

的に根強く残る意識改革をしなければならないと考えられる。

### 3. 要 約

家庭科男女必修実施に向けての高等学校の対応と、それに伴う問題点を検討した結果次のことが明らかになった。

- (1) 平成6年度より愛知県公立高校では全校で家庭科男女4単位実施が行われることになった。
- (2) 家庭科教員及び講師の確保についてほぼ見通しが立ったが、教員定数の面で問題が残る。
- (3) 家庭科教員の情報処理（コンピュータ操作及び指導）の研修の充実が急がれる。
- (4) 家庭科男女共修のための実習教室の整備が現状では不十分である。
- (5) 進学校における生徒の関心とマッチした授業や実習への取り組みのための教員の研修の必要である。
- (6) 職業高校或いは指導困難校における教員確保と、担当者の研修とさせ方の検討が必要である。
- (7) 家庭科男女共修についての一般教員及び保護者の理解と協力が必要である。家庭科の授業をやめて大学受験科目の授業の強化をしろとの批判を受けないように教職員全体の共通理解が必要である。

### 引用文献

- 1)文部省 高等学校学習指導要領解説家庭編（1989）
- 2)愛知県高等学校家庭科研究会 男女必修家庭科の指導資料－新指導要領に準拠して－（1992）
- 3)全国高等学校長協会家庭部会、第64回秋季総会並びに研究協議会資料（1990）
- 4)全国高等学校長協会家庭部会、第66回秋季総会並びに研究協議会資料（1991）
- 5)全国高等学校長協会家庭部会、第68回秋季総会並びに研究協議会資料（1992）
- 6)石川八郎、家庭に関する学科の編成について、家庭部会（1992）
- 7)伊藤晴英、愛知県公立高等学校長会家庭部会B班研究、家庭科男女必須を進めるための方策を探る（1992）
- 8)全国高等学校協会家庭部会 新高等学校学習指導要領「家庭」の改善の視点と対応（Q&A）（1992）
- 9)愛知県公立高等学校長会 平成4年度研究発表要項新教育課程実施に向けての課題（1992）
- 10)名古屋市立緑高等学校 平成6年度名古屋市立高等学校入学生用教育家庭（案）（1993）